

「コロナ特別対応型(第3回締切分)」の採択結果公開中！

小規模事業者持続化補助金 (コロナ特別対応型)

＜小規模事業者持続化補助金について＞

小規模事業者(業種により従業員数に制限あり)が、商工会議所の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って地道な販路開拓等に取り組む費用の一部が2／3補助されるものです。

採択結果

2020年8月7日締切分までのコロナ特別対応型(第3回締切分)採択結果です。

申請数 **37,302 件** ➤ 採択数 **12,664 件**

採択率

33.9%

補助金概要

補 助 率：補助対象経費の(A類型)3分の2以内、(B類型又はC類型) 4分の3以内

補助上限額：**100万円**
+



「事業再開枠」補助上限:50万円、補助率:定額(10/10)

業種別のガイドラインに基づいた新型コロナウイルス感染拡大防止の取組を行う場合

※5月14日以降に実施した取組まで遡って補助。



「追加対策枠」補助上限:50万円、補助率:2/3、3/4又は定額(10/10)

クラスター対策が特に必要と考えられる特例事業(ナイトクラブ、ライブハウス等、公募要領に掲げられている業種)が対象(コロナ特別対応型か事業再開枠か、自由に配分可能です)

補助金額の上限額イメージ

一般型



コロナ特別対応型



最大 200万円



*事業再開枠を申請するためには、通常枠又はコロナ特別枠の申請が必要です。
補助金申請額は、①(通常枠又はコロナ特別枠) ≒ ②(事業再開枠)とする必要があります。

業種別ガイドライン等に基づく以下の感染防止対策費

- ・消毒・マスク・清掃
- ・飛沫防止対策(アクリル板・透明ビニールシート等)
- ・換気設備・その他衛生管理(クリーニング・使い捨てアメニティ用品、体温計・サーモカメラ・キーレスシステム等)
- ・掲示・アナウンス(従業員又は顧客に感染防止を呼びかけるもの)
- ・換気設備・その他衛生管理(クリーニング・使い捨てアメニティ用品、体温計・サーモカメラ・キーレスシステム等)
- ・掲示・アナウンス(従業員又は顧客に感染防止を呼びかけるもの)

次回締切(第5回締切)は**2020年12月10日(木)**です。

補助金申請を検討される事業者様は早めに当事務所までご相談ください。

大倉佳子税理士事務所(経営革新等支援機関)

TEL:04-2924-0790 FAX:04-2924-0838

〒359-1142 埼玉県所沢市上新井5-33-15

～認定支援機関で対応できます～

- ・各種補助金申請
- ・経営改善計画書の作成
- ・創業支援
- ・優遇金利での資金調達
- など